

宗谷森林管理署 礼文森林事務所

日時：平成14年6月7日

場所：林野庁北海道森林管理局旭川分局

リアリング先：宗谷森林管理署流域管理調整官 古木 清明
宗谷森林管理署礼文森林事務所森林官 長久 安佳音

参加委員：塩谷久仁子、朝倉淳也、高橋邦明、只野靖

報告者 只野靖

環境庁と共同策定のレブンアツモリソウ保護増殖事業関連

1 国内希少野生動植物種に指定された経緯，保護増殖事業計画策定に至った経緯について

Q1，レブンアツモリソウが，国内希少野生動植物種に指定されるに至ったのはどのような経緯によるものですか

種の保存法第4条により，環境省所管で政令が定められている。

具体的な選定の経緯については，環境省所管なので，こちらでは承知していない。

Q2，レブンアツモリソウについて保護増殖事業計画が策定されるに至ったのはどのような経緯によるものですか

保護増殖事業計画は，平成8年6月に，環境省と農林水産省の両者によって，策定された。

具体的な保護計画の策定については，種の保存法45条により，国の行政機関の長が定めるとされている。

具体的な策定経緯については，こちらでは承知していない。

2 レブンアツモリソウ保護増殖事業に関して

Q1，同事業の目標として，

「本種が自然状態で安定的に存続できる状態になるようにする」

とありますが，このような状態に至ったか否かの判断の基準は具体的にはどのようなものですか。例えば種の保存法第4条の「絶滅のおそれ」がなくなることより高いレベルを意味するのですか，それともそこにいう「絶滅のおそれ」がなくなったとまでは言えない状態で安定的に存続する場合を意味するのですか

数値目標等は定めていない。

かつての分布域内での，分布の拡大及び個体数が増加することを目標としている。

Q2，レブンアツモリソウに関する保護増殖事業計画の概要（平成8年6月18日告示，

以下「概要」と称します)の事業の内容(一)「生息状況等の把握・モニタリング」には「生育地点，生育株数の現状および増減等の本種の野外個体群の生育状況に関する情報の収集およびモニタリングを行う」とありますが，これに関してお尋ねします。

この情報収集およびモニタリングはどのような方法でおこなっていますか
森林官や，パトロールを委託している巡視員及び研究員が巡視し，見ただ目で，
現況把握を行っている。
環境省の所管地では，環境省がモニタリングしていると聞いている。
特段問題がない限り，報告は受けない。
週に1，2度は，現場で会うので，その際に，情報交換している。

この情報収集，モニタリングについては他の機関等に委託しているのですか
それとも直接行っているのですか，他に委託している場合その委託先はどこですか
礼文町に委託している。

生育地点の現状についてどのように把握していますか
森林事務所で独自に統計は取っていない
モニタリングは町に委託している

生育地点の増減についてはどのように把握していますか
近年は，大きな変化はない

生息株数の現状及び増減についてはどのように把握していますか
大きな変化はないが，花の数は増えていると思う

Q 3 概要の事業の内容(一)「生息状況等の把握・モニタリング」にはさらに「かつての分布域を把握するため過去の分布状況の変遷等についての情報収集を行う」とありますが，この情報収集はどこが行っていますか，他に委託しているのですか，他に委託している場合その委託先はどこですか
他の省庁は分からないが，森林事務所では，地元の人から聞いている
文書としてまとめてはいないので，明確には，把握していない

Q 4 この情報収集により「過去の分布状況の変遷」および「かつての分布域」についてどのようなことがわかりましたか
礼文島では，かつて島内全域にレブンアツモリソウが生育していたと聞いている。
島民が，山から取ってきて，自分の庭先に植えていたという。
盗掘，盗裁により，激減し，鉄府地区等一部にしか生育しないようになった。

Q 5 , 同書では「野生下での繁殖様式 , 共生圏の特定など実生の定着環境 , 生育に適する環境 , 集団内の遺伝的多様性等 , 本種の保存に資する生物学的特性の把握を目的とした調査を行う」とありますが , この調査の結果どのようなことがわかりましたか

森林事務所では実施していない

環境省が専門家に委託して実施していると聞いている

Q 6 , さらに同書では , 「個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因およびその影響の把握およびモニタリングを行う」とありますが , このモニタリング等の結果個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因についてはどのように把握していますか

盗掘が最大の要因であると考えている。

1980年代には , 鉄府地区で , 大規模な盗掘が発生し , 数が減った。

組織的な盗掘事件だと思われるが , 詳しいことは把握していない。

近年では , 大規模な盗掘事件はなく , 平成10年度と12年度に1回ずつ盗掘があったのみである。スコップで掘った跡が残っていて , 盗掘だと分かった。

警察にも届けたが , 犯人は分からなかった。

Q 7 , 上記Q 5 のモニタリング等はどのような方法で行っていますか

森林事務所では行っていない

3 生育地における生育環境の維持・改善について

事業内容(二)「生育地における生育環境の維持・改善」において「生育環境が悪化し , 個体数の減少等がみられる場合には , その原因を把握するとともに , 本種の生態学的特性を十分に踏まえた効果的な対応策を検討し , 必要に応じて , 本種の生育・繁殖に適した環境改善のための措置を講ずる」とある部分に関して以下質問します。

Q 1 生育環境の悪化は個体数の減少等の要因となっていると考えられますか

花の数は増えてきているので , 生育環境は悪化していないと思う。

とど松の生長に伴い , 日陰部分が増え風通しが悪くなってきているので , 一部枝打ちをした。

しかし , この枝打ちが , 逆に環境の悪化をもたらす可能性もあるので , 専門家である生物学者と相談しながら , 一部分について , 枝打ちを行った。

今のところ , 生育環境が悪化したということはないと思う

Q 2 「本種の生態学的特性を十分に踏まえた効果的な対応策」としてどのような対策が検討されていますか

上記同様

とど松の枝打ちをしているのみである

Q 3 「必要に応じて、本種の生育・繁殖に適した環境改善のための措置を講ずる」とありますが、そのような必要性について現在どのように判断していますか
とど松の枝打ちの必要性があると判断して、一部において、とど松の枝打ちを実施した。
枝打ちによる悪影響は今のところ確認されていない

Q 4 レブンアツモリソウ群生地については、植物群落保護林に指定されていますが、レブンアツモリソウ保護増殖事業計画策定と関連して指定されたものですか。
独自に保護の必要性を判断し、平成4年に植物群落保護林に指定したもので、直接関係はない

4 人口繁殖および個体の再導入について

概要の事業の内容(三)「人工繁殖および個体の再導入」には「本種の繁殖は、野外個体群の維持拡大によることを基本とするが、必要に応じ、遺伝的かく乱により野外個体群の存続を脅かすおそれがあることを十分留意しつつ、補充的に人工繁殖および個体の再導入によるかつての分布域内での分布の拡大および個体数の増加を図る」とある部分に関して以下お尋ねします。

Q 1 , 人工繁殖についての研究は現在どのような段階にありますか
昭和61年礼文町が高山植物培養センターを設置して、人工増殖の研究を始めた。
平成13年に初めて、人口繁殖の株に花が咲いた。
林野庁でも平成7年度から、礼文町に委託している、平成14年度、初めて開花した

Q 2 , 北海道森林管理局のホームページによれば、人工受粉、培養を行っているとのことですが、人工繁殖についての研究は森林事務所が直接行っているのですか、それとも他に委託しているのですか、他に委託している場合その委託先はどこですか
礼文町に委託している

Q 3 , 人工繁殖の過程で遺伝的かく乱防止のための配慮はなされていますか、なされている場合具体的にはどのような配慮がなされているのですか
高山植物培養センターで、異常個体の発生を防止するため、無菌培養で慎重に繁殖を進めている

Q 4 , 再導入の必要性についてはどう考えておられますか
検討段階であるが、再導入するとすれば、過去にレブンアツモリソウがあったところに、移植したいと考えている

人工培養のものが、野生種と交じってしまわないように、候補地は、鉄府以外の地に選定段階である

Q 5 , 再導入が実際におこなわれた例はありますか
ない

Q 6 , 再導入の例がある場合、再導入に際し遺伝的かく乱による野外個体群の存続を脅かさないようにするための配慮はなされていますか、なされている場合具体的にはどういう配慮がなされているのですか
再導入事例はない

Q 7 , 再導入はあくまで補足的で基本はあくまでも野外個体群の維持拡大によることとされていますが、「再導入」による分布域内での分布の拡大と個体数の増加の割合と「野外個体群の維持拡大」によるその割合とはどのようになっていますか
同上

5 生育地における盗掘の防止について

概要の事業の内容(四)「生育地における盗掘の防止」に記載された「盗掘および生育地への不用意な立入りを防止するために、生育地における監視及び保護柵、制札等の整備を行う」とある部分に関して、以下質問します。

Q 1 , 盗掘の被害の件数の統計資料等がありますか
統計資料はない
国有林内では、平成10年及び12年に1回ずつ盗掘があった
国有林以外については、分からない

Q 2 , 保護柵、制札等の整備の状況はどのようになっていますか
群生地に関しては、保護柵及び夜間照明を、礼文町が設置している。

Q 3 , 保護柵、制札等の整備にかかった予算額はいくらですか
礼文町が負担しているので、総額は不明である。
森林事務所からは、保護柵の補修費用として、以前は10万円を拠出していたが、2、3年前からは年間15万円を拠出している。

Q 4 , 同保護柵、制札等の維持にかかる費用はどのくらいですか
同上

Q 5 , 監視にかかる費用はどのくらいですか
国有林としては、パトロールをする2人の巡視員を雇用し、年間約100万円支払っている

月に10日から15日くらいパトロールしてもらっている。
環境省、礼文町も巡視員を雇用して、パトロールしていると聞いている
それ以外にも、国有林パトロールのボランティア登録員（無給）が15名いる
それぞれの巡視員が重なることのないように調整している

- Q 6 , 監視については、礼文町やボランティアと連携をとっているということですが、
どのような体制で行われているのでしょうか。
レブンアツモリソウの群生地での監視の打ち合わせ会議を、礼文町が事務局とな
って開いている
環境省、礼文町、北海道、森林事務所で調整している
その他に、レブンアツモリソウに限らず、高山植物一般を保護するために、高
山植物保護対策協議会を設置している。
事務局は、礼文町である。
お互いに活動内容を確認しあっている
ボランティア登録員は、ここ数年で増えた

- Q 7 , 監視、保護柵、制札により盗掘の件数は減少していますか
減少していると思う

- Q 8 , レブンアツモリソウは、種の保存法4条5項の特定国内希少野生動植物種に指定
されているが、環境大臣の登録を受けた個体等の譲渡等は例外的に禁止されてい
ない。この制度と盗掘が行われていることとの関係についてはどう考えています
か
例えば、株を譲渡した人を発見しても、指定前からレブンアツモリソウを有
していて、その株を増やしたものだと言われてしまうと、たとえ盗掘であって
も、盗掘を証明できず、取締ができないという不都合は考えられる。
盗掘の現行犯を発見したことはない。

6 普及啓発の推進について

概要の事業の内容(五)「普及啓発の推進」に関してお尋ねします。

同所には「本種の生育状況および保護の必要性、保護増殖事業の実施状況等に関する
普及啓発の推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼びかける」とありますが、これ
関しては具体的にはどのようなことをしていますか

関係機関と協力して、毎年5月下旬に2日間、盗掘防止キャンペーンと、勉強
会を実施している。

1日目に、講師を呼んで、勉強会を行った
盗掘防止のため啓蒙活動として、パンフレットを作成して、フェリーターミナ
ル等で、配布している

盗掘防止のために人工培養株の販売も議論されたが、意見交換の段階である。

7 効果的な事業の推進のための連携の確保について

概要の事業の内容(六)「効果的な事業の推進のための連携の確保」には「本事業の実施に当たっては、事業に係る国、北海道及び礼文町の各行政機関、本種の生態等に関する研究者、地元住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう務める」とありますが、これに関して以下お尋ねします。

Q 1 , 連携は具体的にはどのような方法で図っていますか

レブンアツモリソウ保護増殖事業者連絡会議を、毎年1回開いて、連携を図っている。

Q 2 , 具体的にはどういう行政機関、研究者、地元住民との間で連携が図られていますか

礼文町教育委員会、北海道、環境省、環境省から委託された研究者、森林事務所

Q 3 , 連携を図る上で困難な点がありますか、あるとの回答の場合それはどういうことですか

特にないと思う

8 , 予算関連

Q 1 , レブンアツモリソウの保護のための予算額はどれくらいですか

平成14年度は、巡視に100万円、礼文町に委託している人工増殖に100万円、保護柵の維持補修に15万円を支出している

Q 2 , それで十分ですか不十分ですか

必要な経費は支出している
十分であるが増えるに越したことはない

Q 3 , 不十分な場合、どういう点で不十分と思えますか

群生地以外にも、生育し始めているので、それらの保護にも取り組みたい

その他

Q 1 礼文島における生物多様性を保全する上で、レブンアツモリソウ以外に早急に保全措置を必要とする動植物はありますか、それはどのようなものですか

ない

Q 2 利尻・礼文森林生物遺伝資源保存林は、具体的にはどのような経緯で指定されたものですか。特定の生物の保全が問題になり、指定されたということでしょうか。

平成元年4月、保護林の再生林野庁長官通達により、平成6年11月に利尻礼文森林生物遺伝資源保存林として指定された。

特定の生物の保全が問題となったわけではなく、生態系全体を保全するために指定されたと聞いている。

Q 4 , 上記保存林においては、具体的にはどのような活動がなされていますか。
指定したのみで、巡視以外の特段の活動はしていない
林道のゲートの設置は、特段関係ない

Q 5 , 礼文島西海岸植物群落保護林はどのような経緯で指定されたものですか。
昭和 5 2 年に桃岩付近の保護を目的に指定された
平成 1 3 年に西海岸一帯の保護を目的に、地域を拡大した

Q 6 , 上記保護林においては、具体的にはどのような活動がなされていますか。
活動にあたり、他の機関と連携をとっているということはあるか。
特段なし
侵入を防止するための遊歩道の設置

Q 7 , 礼文島において保護林指定は十分と考えていますか。
平成 1 3 年に、西海岸一帯を、保護林指定したので、十分であると考えている

Q 8 , 礼文島における生物多様性保全のため、森林管理に関しては、どのような制度が有効であるとお考えですか。
関係機関の連携と、地元ボランティアの協力を得て、地元住民及び観光客の啓蒙活動に努める。

以上